

[研究ノート]

オーストラリアのコミュニティ文化開発におけるデジタルメディアの活用

舟木 紳介

1 はじめに

オーストラリアは、1970年代に導入した多文化主義政策の下、日本のような単に外国人の出入国を管理するための限定的な移民政策ではなく、「外国からの移民を永住者として定住させる」ための移民定住支援を含む社会福祉・社会政策としての移民政策が行われてきた（浅川 2006:32）。その結果、アジア、アフリカからの移民・難民が急増し、OECD加盟国中もっとも多文化化・多民族化が進行している移民国家となっている（バンティング 2008）。1980年代にはそのような移民定住支援施策の下、アジアからの高い技能や教育水準を有する移住者とその家族の呼び寄せによって移民が急増したが、1990年代後半以降、移民定住支援サービスを必要としないミドルクラス（社会的中間層）移民を中心に受け入れ、より選別的な移民政策を進めている（塩原 2010:89-91）。

オーストラリアのソーシャルワーク研究において、エスニック・マイノリティに対するソーシャルワークは重要な研究領域であり、1990年代以降の研究では、特にポストモダニズムの影響を受けたクリティカル・ソーシャルワークが多文化ソーシャルワークに関する教育・実践に影響を与えるようになった（舟木 2007）。また、近年ではエスニック・コミュニティに対する社会保障や生活支援サービスといった再分配政策のみならず、エスニック・マイノリティの文化的市民権の確立や文化アイデンティティの承認に配慮するためのコミュニティ文化開発におけるデジタルメディアを活用したソーシャルワーク実践も展開されている。

同時に、本質主義的なエスニック・アイデンティティの表明を批判するオーストラリアのクリティカル・ソーシャルワークは、理論的には正しい方向性だといえるが、反本質主義の採用がエスニック・コミュニティへの移民定住支援の必要性を「見えない」ものとし、移民支援予算削減の正当な理由をネオリベラルな言説に与えてしまう可能性もある。また、従来のような経済的な視点からの移民定住支援だけでは「見えない」多文化社会におけるソーシャルワークの課題もある。それは社会的・経済的な不平等によって制限されるというT.H.マーシャル以来の社会的市民権の確立をめざしたオーストラリアのソーシャルワークにおける社会正義の実現

受付日 2019.4.10

受理日 2019.6.20

所属 看護福祉学部

の論理が、ネオリベラルな多文化主義における経済的な生産的多様性のみを考慮する移民定住支援の方針との皮肉な重なりである (Funaki 2010)。しかし、地球規模での人間の国際移動の増加とエスニックな集団のアイデンティティ・ポリティクス時代において、市民権はエスニシティ、言語、ジェンダー、宗教等のいわゆる文化によっても制限されつつある (モーリス＝スズキ 2002:238)。オーストラリアの移民・難民に対する定住支援サービスは、多文化主義政策導入以後、一般の福祉団体やボランティア組織に加えて、移民定住支援専門組織や移民当事者が運営するエスニック・コミュニティ組織が政府助成の対象となった。現在でも各国のエスニック・コミュニティ組織がそれぞれのコミュニティのための独自の社会福祉活動を行い、エスニック・マイノリティ当事者も専門職実践に参加している (Funaki 2010)。1990年代後半からは、エスニック・コミュニティに対する定住支援といった「特殊主義」的な再分配政策のみならず、オーストラリア・ダイバーシティ・プログラムといったエスニック・マイノリティの文化的アイデンティティの承認、主流オーストラリア社会と移民・難民集団の相互理解、国民全体の多文化社会意識作りのめざした「主流主義」的な政策も展開されている (関根 2008:35)。近年、このような移民・難民の定住支援分野で文化的な市民権の確立を目的として活躍するのが、コミュニティ文化開発、デジタルメディアをキーワードに移民・難民のデジタルな表現活動やコミュニティアート創作活動を支援しているデジタルメディア実践支援団体の存在である。

日本の国際・多文化ソーシャルワーク研究においても、外国人の定住化の問題とその家族・子どもを含めた定住支援として外国人当事者の多様な文化・言語的背景を配慮したソーシャルワークが研究されはじめている (石河 2009)。しかしそれらの研究は外国人当事者がいかに様々な社会福祉サービスや教育支援制度を利用しやすくなるかという再分配政策の視点が中心であり、エスニック・マイノリティの社会参加といったエスニック・マイノリティの承認の問題に関するソーシャルワーク研究は一部に限られる (武田 2009)。オーストラリアの移民・難民定住支援におけるデジタルメディアの活用に関する研究、実践においては、ソーシャルワークが、単に移民・難民 (外国人) を対象として多様な文化・言語的背景を配慮し多文化的に支援するだけでなく、文化的な市民権の確立や承認の課題も含めた多文化社会の構築に向けて何をめざすべきかを考えることが重要になっている。

本稿の目的は、オーストラリアのデジタルメディアを活用したコミュニティ文化開発 (Community Cultural Development) (以下、CCD) の政策および実践手法が移民・難民定住支援分野においてどのように展開されているかについて検討することである。文献資料を調査・分析するとともに、近年活発化する西シドニー地域における移民・難民を対象とした支援プロジェクト関係者へのインタビュー調査を基に、デジタルメディア実践支援団体の事例に注目する。

2 オーストラリアの移民・難民定住支援施策の現状

オーストラリア在住の海外出身者でもっとも多いのは、イギリス、ニュージーランドといった英語圏出身者であり両国で28%を占める。その他の出身国は、中国4.7%、イタリア4.5%、ベトナム3.6%、インド3.3%と続く。全体としては依然としてオーストラリア生まれおよび英国系の人口が優勢であることに変わりはない一方で、シドニーやメルボルンといった大都市近郊は、人口の50%以上またはそれに近い住民が海外生まれである地方自治体が集中し、多文化化および移民の集住化が進行している（DIAC 2008）。

1972年に多文化主義が公式に採用され、非英語系移民を積極的に受け入れた時期に、オーストラリアの移民・難民定住支援施策は大きく変化した。政府はそれまで一般の教会系福祉団体やボランティア団体への資金助成を通じて各州で施策を展開していたが、1978年に政府諮問機関報告書ガルバリー・レポートで移民が文化的・言語的問題のために一般の福祉団体の提供する移民定住サービスを活用できていない点と移民団体の自助努力を重要視すべきであるという点が報告され、その後、移民定住支援助成団体にエスニック・コミュニティ組織が大幅に増加した（浅川 2006:118）。具体的には各州に移民支援センター（Migrant Resource Centre:MRC）を設立し、人件費・運営費を補助し、その他のエスニック・コミュニティ組織にはCommunity Settlement Service Scheme（CSSS）という移民定住支援団体助成制度によって人件費などが毎年予算配分された。一般的には移民支援を行うワーカーは海外生まれや2世が多く、移民に対してケースワーク、コミュニティ開発などのソーシャルワークの手法を用いて支援していた。連邦政府は、その他の移民・難民の定住支援策として、1）専門通訳者の派遣または電話による無料の通訳・翻訳サービス、2）成人移民の英語教育プログラム、3）難民への人道定住支援プログラムを提供している。しかし、1986年の政府報告書ジャップ・レポートでは、これまで重要視されていたエスニック・グループの自助活動への助成が批判され、移民サービスは他の主要な社会サービスに組み込まれるべきだという「主流化」の考え方が導入された（塩原2005：52-59）。ハワード政権下の選別的な社会福祉政策の実行と関連して、2006年にはこれまで運営費として各州にあるMRCへ配分されていた予算がカットされ、すべての移民定住支援予算が新しい競争的プロジェクト入札による助成に切り替えられた。

この政策変更によって、サービスが利用できる移民・難民は移住後5年以内で、かつサービスの対象も難民または家族移民で英語能力が低い人々と近年の増加率の高い小さな移民コミュニティに限定されるようになった。つまり、1980年代以降の増加してきたミドルクラス移民は定住支援の対象ではないということだ。そしてMRCやエスニック・コミュニティ組織を活用した移民のための特別な定住支援への予算を削減し、制度の対象に入らない移民は一般の政府機関や福祉団体が提供するオーストラリア人向けの社会サービスを利用することが前提となっていった。またいわゆる移民向けの多文化な福祉サービスが削減される中で、移民の国民統合

に向けたコミュニティアート及びコミュニティ文化開発プログラムが積極的に推進されていった。1998年にハーモニー・プログラムとして始まった現在のダイバーシティ・オーストラリア・プログラムは、移民・難民を含むすべてのオーストラリア人にとって、文化的宗教的な寛容性、社会的包摂、コミュニティへの帰属意識を高めるために様々な地方自治体や非営利組織のプロジェクトを助成している。プロジェクトの内容は、演劇、音楽、ダンス等の文化・アート活動、多文化間のグループのキャンプ、スポーツ等のコミュニティ活動が中心であり、助成対象の中心は移民定住支援助成と同様に新しく増加している移民・難民の若者コミュニティや白人系主流オーストラリア人コミュニティを含む活動である（DIAC 2010）。このような移民・難民支援における文化・アート活動の推進は、本稿が目指すコミュニティ・アーティストによるコミュニティ文化開発の影響が強い。

3 コミュニティ文化開発に関する先行研究の整理

コミュニティ文化開発（以下、CCD）は、1987年にオーストラリアで世界で初めて公式に使用された用語である。連邦政府の主要な資金提供団体であるthe Australia Council for the Arts（以下、オーストラリア・カウンシル）によって定義化され、2006年まで公式なCCDプログラムを継続していた。NSW州CCD組織の元CEOであるヴィクトリア・ケイゲリー女史はCCDを「重要な課題についての人々の見解を発掘・表明するとともに、新しいスキルを身につけるのを助けるために、コミュニティと協働するアーティストの実践」を定義づける。一方で、コミュニティアートの研究者らは、オーストラリアのCCDは膨大な範囲の活動をカバーする広義の用語であり、長い歴史を持っているにもかかわらず、定義的な理解と包括的な理論がないと論じている（Hawkins 1993; Badham 2010）。過去25年間でCCDの定義の問題はずっと存在してきたが、コミュニティアート分野の実践はオーストラリア・カウンシルによって多義的に定義化されてきたと言える。コミュニティ・アーティストの中では、CCDはコミュニティの中から出てきたものではなく、官僚の発明の傾向があるとも論じられている（Goldbard 2006）。

マリガンは、従来のCCDの反対の用語としての「コミュニティアート」という言葉を使用し、ほとんどの実践家らはCCDが実践を制限する表現として考えると論じる。コミュニティアートという用語は、コミュニティとのアーティストのエンゲージメント（つながり）の文化的記憶をより適切に表現し、単なる文化的発展を超えたアーティストの実践の発展を賞賛する余地を残す（Mulligan 2010）。このようなコミュニティアートの参加型かつ創造的なプロセスは、社会的・政治的な変化のための社会的意識を増加させるために参加を促すパウロ・フレイレの考え方に影響を受けた教育・コミュニティ開発分野の教育学から発展したものである。近年、オーストラリア・カウンシルは「コミュニティアート及び文化開発」という用語を使用す

るようになってきているが、これは公的な用語としてのコミュニティアートの復活の兆しとも言える (Winchester 2014)。

次に、オーストラリア・カウンシルが具体的にどのようにコミュニティアートとCCDの用語使用を変化させてきたかについて論じたい。バットハムの分析によれば、1) コミュニティのためのアートの時代 (Art for community)、2) コミュニティと共同のアートの時代 (Art with community)、3) コミュニティによるアートの時代 (Art by community) の3段階に分けることができる (Badham 2010:91)。オーストラリアにおけるコミュニティアートは、1973年にオーストラリア・カウンシルの中にコミュニティアート委員会ができた時に、公式に使用され始めた用語である。1978年には委員会から理事会に格上げされた。その他の理事会には、演劇、文学、クラフト、音楽、ダンス、アボリジナルアートが含まれ、コミュニティアートの活動家からは、コミュニティアート、アボリジナルアート以外はエリートのアートであると批判された (ABS 1989:336)。

1970年代は、1) コミュニティのためのアートの時代と説明できる。オーストラリアのコミュニティアートは女性、アボリジナル先住民、エスニック・マイノリティの社会正義を主張する社会運動の影響を受けていた (Mulligan 2010)。コミュニティアートはアート活動への参加に対する経済的、社会的、文化的バリアを経験した人々に対して、アートへのアクセスの権利を提供していた。支援のターゲットとするコミュニティは「普通の人々」や「労働者階級」であり、コミュニティアートは、「創造的実践がプロフェッショナルなアーティストによるハイアート (high art) の追求である」という考え方を拒否していた (Shea 2014)

1980年代、コミュニティアート・セクターは、オーストラリアの多文化主義を促進するニーズに対応した文化的関心に注目していた。「アート」が「文化」にとって代わられたとも言える。ミルズによれば、文化政策立案者は、「文化が社会全体でより幅広いアピールにつながり、アートが政府の関心の端から中心に移動するのを助けると考えている」と論じる (Mills 2008:208)。1987年にはオーストラリア・カウンシルはコミュニティアート理事会を廃止し、CCDを公式の理事会とした (Badham 2010)。この時代はコミュニティと共同のアートの時代である。CCDはコミュニティを基盤とした創造的実践、つまり、アーティストとコミュニティが共同で文化開発と自己決定のプロセスに関わることでありと説明できる。この時代に文化の民主主義化は、「コミュニティの人々は自らの代表と文化の生産に責任を持っている」という意味での文化的民主主義 (Cultural democracy) の促進につながったと言える。

1990年代には、メンタルヘルス、コミュニティの幸福度、社会包摂におけるCCDの効果についての研究が進んだ。アーティストはコミュニティにおいてソーシャルワーカーやコミュニティワーカーのような対人援助職として、「アートワーカー」や「CCDワーカー」と呼ばれるようになったのが、特徴的な変化である。コミュニティ開発と民主主義の概念に加えて、特に

移民、性的少数者、女性、障害者、高齢者等の社会的マイノリティの社会包摂への支援といった社会正義とアドボカシーがCCDのプロセスの中心となった。つまり、ソーシャルワーカー、コミュニティワーカーの領域に「アーティスト」が名前を変えて参入してきたとも言える。しかしながら、アーティストの背景を持ちながら社会サービスを提供するCCDの実践的特徴は、アーティストの中でも批判されるようになり、結果としてアーティストの本来の仕事は減っていた。なぜなら、アーティストがアートを創る代わりに、社会的成果を達成する社会福祉モデルを提供したからである (Badham 2010:9; Hawkins 1993)。さらに、このことがもたらしたものは、アートが経済発展から都市再開発までの全てにおける資源として使用される文化の先例となっていたことである (Hawkins 1993:85)。

2000年代は、コミュニティによるアートの時代と言われる。2006年にはオーストラリア・カウンシルは新しく「コミュニティ・パートナーシップ」プログラム (以下、CP) をスタートさせ、CCD理事会を廃止した。このCPプログラムは、視聴者及びマーケティング開発部門に位置づけられた。このような政策変更に対して、コミュニティ・アーティストらは、国家アート・文化同盟 (the National Arts and Cultural Alliance) を組織し、この変更に反対運動を展開した。これらの運動の成果によってCP研究部門が設立された。バッドハムはCPの特徴を2点から分析する。1つは、CPが非アート団体 (例えば医療、福祉、教育、居住) とのコラボレーションを促進させようとしていることである。そのためCPは、広範囲な多様な分野における支援が中心となっている。例えば、障害者、若者、文化的多様性、先住民といった注目されるべき特定の社会的、文化的課題を含んでいる。2つ目は、CPは自主財源を持つ社会起業モデルを推奨しているところである。CPにおけるアーティストは、コミュニティにおけるサービス提供者となり、コミュニティ開発 (CCD) ワーカーとなることを期待されている。つまり、それらの実践はアートの創造的な産出そのものよりもコミュニティ包摂力の構築につながる内容が実践内容の中心となっていた (Badham 93-94)。

一方で、オーストラリア・カウンシルは近年「コミュニティアート及び文化開発」という新しい言葉を使い始めた。2011-2012年度でオーストラリア・カウンシルはこの分野において約900万ドルを投資している (the Australia Council 2013)。近年のオーストラリアのコミュニティ文化開発における大きな特徴の一つとして、デジタルメディアの活用が挙げられるだろう。1990年代に入り、コミュニティアートや文化開発の中にインターネットを中心としたニューメディアが含まれるようになったことが要因である。オーストラリア政府は、National Cultural Policy報告書の中で、オーストラリアは新しいテクノロジーの利用者と道具を採用することを必要としていると論じている (Australian government 2011:18)。シーは、このデジタルテクノロジー推進への動きが、コミュニティアートとメディアアートの融合につながったと論じる (Shea 2014)。この時期のオーストラリアの文化研究や多文化主義研究も、エスニックコミュ

ニティに対するコミュニティ構築のためのデジタルメディアの活用の急増について注目していた (Dreher 2009; Ho 2012)。メディア研究の研究者らも、市民の日常生活におけるデジタルメディアの活用は参加型で文化の慣例にとらわれない表現を可能にし、グローバル化した社会において文化的市民権を促進させると論じる (Burgess, J. et al 2006)。

4 ケーススタディの検討

本節はNSW州西シドニー地域におけるデジタルメディアを活用した移民・難民とのコミュニティアートプロジェクトのケーススタディを検討する。筆者は2016年4月から2017年3月までシドニー大学に客員研究員として在籍し、各団体の関係者（実践者及びリーダー）に対して、インタビューを複数回実施した。デジタルメディアを活用したコミュニティアート及びCCDがどのように移民若者と地域社会の間のコミュニティエンゲージメント（つながり）の創出につながっているかについて検討する。

西シドニー地域は14の地方自治体を含み、オーストラリアにおいて最も多文化・多民族化が進んだ地域となっている。2016年には、西シドニー地域の33%の住民がベトナム、中国、インドといった英語を母国語としない国からの移民・難民で構成されていた。また、この地域は都市に暮らす最も大きなアボリジナル先住民コミュニティがある地域でもある (Ho 2014)。一方で、アメリカの9.11事件以後の時代において、ムスリムコミュニティが多い西シドニーのエスニックマイノリティ・コミュニティは、犯罪や女性への暴力が多い地域として批判を浴び、主要メディアから社会的結束や国家安全保障を脅かしていると報道されてきた (Ho 2014)。西シドニーは、特に移民若者らが高い貧困率、失業率、相対的不平等に苦しんできた事実もある (Poynting et.al 2004)。しかしながら、このような西シドニーの否定的なイメージはコミュニティアートや文化開発によって変化してきている。ホーは、西シドニーが近年「文化のルネッサンス」を経験していると論じる (Ho 2012)。1999年にはNSW州政府は地方自治体と協力して、「西シドニーアート戦略」を作成し、多様なアートセンターの設立といった5500万ドルの投資を行った (Havilah 2013)。NSW州政府は「西シドニー」を人々が仕事を見つけ、キャリアを開発し、家族を養える場所として、オーストラリア経済の「発電所」にしようと試みてきた。「西シドニーアート戦略」ではアートが州全体における非アート関係の社会福祉・社会政策分野でプロジェクトに貢献してきたことを示した。例えば、主要な文化的プロジェクトは、医療、教育、環境、都市計画と協力して進めてきた。これらのことは、逆に医療や居住を含む他分野からアートへの投資にもつながり、これらの実践によって、西シドニー地域の評価が高くなり、ユニークな文化的価値が認められた。

(1) ケーススタディ 1 Information Cultural Exchange: 第2世代移民向けのデジタル・ストーリーテリング

西シドニー・パラマタ市にある非営利組織Information Cultural Exchange (以下、ICE) はオーストラリアにおけるデジタルメディアを活用したCCDプロジェクト支援団体の先駆けと言える。ICEが最初に行ったのは、1980年代にパラマタ市・ホルロイド市で実施した移動型コミュニティ情報サービスである。主に移民・難民に対して移動型パソコン教室を実施していた。1993年にICEは西シドニー全体でCCDプログラムを開始した。それらのプログラムでICEはエスニック・コミュニティとアーティストをつなげ、単に移民、難民のデジタルメディアのスキルや就職機会の向上を支援するだけでなく、文化間対話を促し、文化的なコミュニティの可能性を創造することを支援した。1990年代後半になると、インターネットのアクセスが向上し、アート、文化、テクノロジーが交差したプロジェクト、例えば、デジタル・ストーリーテリング、ショートムービー制作、CCDファシリテーター・ワークショップを実施していった。これらのプログラムでは、映画、音楽、オンライン・デジタルメディアを活用し、エスニック・マイノリティの若者自身がオーストラリアにおいて発言し、彼ら彼女らのステレオタイプのイメージを壊すチャンスを与えるきっかけとなっていた。このようなプログラムでは制作後にショーケース・イベントと言われる上映会や発表会が各地で開催され、主流なオーストラリア人社会の人々にマイノリティの声を聞いてもらう機会を作っていた (ICE 2008)。

デジタルメディアを活用した典型的なCCDプロジェクトの例として、デジタル・ストーリーテリング (以下、DST) ・ワークショップが挙げられる。1990年代後半以降のオーストラリアのコミュニティアート及びCCDプロジェクトの団体のほとんどは、移民・難民の若者を対象としたデジタルメディア・プログラムとして、DSTを実施していた。DSTとは、2分から3分間のビデオクリップで、その中に写真と音楽、ストーリーを語る本人の声が録音された作品を指す。このシンプルなストーリーテリング制作方法は、人々の声を広げる手法として世界中に広がっていった。

ICEでの例として、「フェアフィールド・ストーリー」プロジェクトは、西シドニー地域・フェアフィールド市に暮らすカンボジアおよびアフリカ諸国を背景に持つ人々によって経験された移動、愛、困惑、希望についてのストーリーを語るプロジェクトである。映像、音楽、デジタルメディアと伝統的なストーリーテリングを融合したDSTプロジェクトである。本プロジェクトは、西シドニー大学、フェアフィールド市、ICE、カンボジア福祉協会の協働事業の一環として2008年に実施された。本プロジェクトはDST制作の専門家アーティストを招き、3日間のワークショップで実際に移民若者がDST制作の技術を学び、自らが制作実践を行った。最終的に劇場にてDST発表会が公開で開催され、地域住民、家族、友人が参加するとともに、You tubeなどのSNSによって動画が配信された。

このプロジェクトは、DSTを通して、難民や移民コミュニティの経験を西シドニーの地域住民のみならず、主流なオーストラリア社会において広めることを目的としている。さらに彼らがオーストラリアでの暮らしを通じて、いかに社会に貢献しているかを知らせ、文化的理解を促進させることを目標としている。また移民当事者がデジタルメディアを使ったストーリー制作によってオーストラリアへの帰属意識や移民の文化の維持することを期待できる。

このプロジェクトは単なるCCDプロジェクトとしての意義のみならず、マイノリティと共に行うアクションリサーチ、および多文化ソーシャルワークにおけるデジタルメディアの活用の事例としても評価できる。一般的に、参加型調査（アクションリサーチ）は、マイノリティに対する社会調査として有効であることが研究されてきたが、最大の懸念として自己開示の安全性の問題が残る（ジンガロ 2008）。具体的には、ストーリーを語ることを通して、その過去、あるいはその過去の記憶の抜粋が、「語っている」人の身体の中で体現され、その出来事にまつわる同じ感情、吐き気、恐怖、恥や怒りが、語ることによってその人の心に蘇ることである。ジンガロは、「安全な自己開示の場を作り出す道をいかに見つけ、同時に自己開示に関わる知識を構築するのに無理のない機会を作れるだろうか（ジンガロ 2008:99）」という疑問を持ち、ポストコロニアル研究者トリン・T・ミンハの方法論であるインタビューとしてのアートを活用することを提唱している。彼女は、参加者が個人的な体験を自己開示せずに、専門職としての鎧を脱ぎ捨てずに答えてもらえるよう「語るための道具」として、創作シナリオとしての例話を利用した（ジンガロ 2008:123）。このような視点からICEのDSTプロジェクトはまさにマイノリティが映像、写真などのアートを利用して、危険な自己開示を回避しつつ、アイデンティティを表現することに成功していると思われる。

(2) ケーススタディ 2 Curious Works: 第2世代移民・難民向けの映像制作

デジタルメディアを活用した移民・難民向けのCCDプログラムの第2ステップは、ショートムービー（短編映画）制作である。西シドニーでこのようなプログラムを実施している団体の1つにCurious WorksというNPOがある。ディレクターへの訪問インタビューによれば、Curious Worksは2006年にスリランカの背景を持つ移民アーティストによって設立された。そのミッションは、コミュニティ自身が自分たちのストーリーを強力にかつ継続的に語ることができ、アート、教育、テクノロジーの融合によるイノベーションによってオーストラリアの文化的創造のシステムそのものを変革することである。

またCurious Worksは前述のICEのようにエスニック・マイノリティ以外の多様なマイノリティに実践の焦点を当ててきた。例えば先住民、障害を持つ人、不平等な状況にある若者である。さらに重要なことは、Curious Worksは、アートとデジタルメディアの融合によってそこから出てきた物語が社会の「端」から社会の「中心」に置かれるようにすることが可能になるという。

そのためには単に単発的な短期間のワークショップで終わるのではなく、長期間に渡る対等な関係によるパートナーシップ型実践を目指していることである。まさに2000年代以降にオーストラリアで広がったコミュニティ・パートナーシップ (CP) モデルを実践してきた団体である。その例として、非アート団体 (例えば医療、福祉) とのコラボレーションの実践事例も積極的に行ってきた。

事例の1つがMeet and Eat (会って、食べる) プロジェクトである。このプロジェクトは、Curious Works、ヴィクトリア州保健省、スキャンロン財団、NSW州アート、オーストラリア・カウンシルなどが資金援助し実現したCCDプロジェクトである。目的は、デジタルメディアを活用し、コミュニティの多様性を賞賛し、メンタルヘルスにおけるコミュニティ・ウェルビーイング (幸福) を促進させることである。具体的にはCurious Worksのアーティストらが、NSW州とヴィクトリア州の医療・保健関係者と協力し、それぞれの州に暮らす移民・難民コミュニティの人々が共に料理をし、人生における重要なストーリーについてのテーマに沿って対話する内容のドキュメンタリー映画を制作した。テーマは、移民、アイデンティティ、個人史、ダンス、伝統的な歌など、料理を通じて個人的なストーリーを参加者同士が語り、「聴く」機会を提供した。ドレハーは、発信や代表の政治は必要であるが、多文化なメディアにおける戦略としては不十分であり、文化の違いを超えて「聴く」政治が重要であると論じる (Dreher 2009)。Meet and Eatプロジェクトでは完成した映画をそれぞれのコミュニティの人々が暮らす地域の劇場で上映会を行ったが、まさにコミュニティの物語を発信のみならず、コミュニティ自身が個人のストーリーを聴く空間の創造につなげていた。

(3) ケーススタディ 3 西シドニーの日系コミュニティ: インターネットコミュニティ

西シドニー地域のエスニック・マイノリティ・コミュニティの事例においては、確実にニューメディアの活用が進んでいた。オーストラリアのエスニック・コミュニティスクールや子育てグループに参加している移民・難民は、実際のエスニック・コミュニティ内での社会福祉活動に加えて、共通する文化・言語的アイデンティティを基盤とした仮想空間上のエスニック・コミュニティにおいて、情報交換し、文化・言語的ハンディキャップを抱えながら暮らす日常の知を学びあい、支えあう場を形成していた。デジタルメディアを活用したエスニック・コミュニティは、同じ立場のコミュニティ・メンバーの「知」を共有、蓄積する場を創出し、コミュニティでの日常実践活動を促進する重要な要素となっていた。その外国人コミュニティのデジタルメディア活用やその支援は、必ずしも一方的な手助けだけではなく、デジタルメディアを通して相互的な交流やコミュニティ意識作りにつながる例もあった。西シドニー地域の日本人移民コミュニティに対するインタビュー調査によれば、近年急増している日本人女性たちは日本語環境のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 「ミクシィ」「Facebook」に、サーバー

ブごとの日本人母親グループやプレイグループと呼ばれる子育てグループで仮想コミュニティを形成し、日常のエスニック・コミュニティ活動を円滑に進めたり、新しいメンバーを呼び込むために活用していた(Hamano 2014)。このような日ごろ出会う仲間によって形成されるローカルな仮想コミュニティに加えて、オーストラリア全土または日本も含めた国際的な範囲に広がった日本人永住者または国際結婚者というアイデンティティを共有する仮想コミュニティもあり、一人の日本人永住者であっても、地理的および非地理的なアイデンティティを重層的に認識し、仮想コミュニティに参加しているのも、デジタルメディアを活用したコミュニティの特性でもある(Nagatomo 2008)。

しかし、多様な文化的言語的背景を持つエスニック・コミュニティのメンバーは、主流な白人系住民が主要言語(英語)のみによって構築しているデジタルメディアを活用したバーチャル・コミュニティでは、その文化的言語的ハンディキャップによって参加が制限され、双方向的な「エスニック・コミュニティ」の形成は容易ではない。移民を取り巻く様々な定住支援サービスやエスニック・コミュニティ活動において、デジタルメディアの活用が広がる一方で、移民メンバーはデジタルメディア弱者として単に習熟度としてのリテラシーが不足するだけでなく、社会参加という文脈において個人に力を与えるデジタルメディア・リテラシーが不足しがちである。

加えて、デジタルメディアの創出については技術を習得する機会は限られており、移民支援分野でのデジタルメディア実践はまだ一部の地域で始まったばかりであった。日本人移民コミュニティの中では福祉分野の委員会で役員世代交代があり、福祉・医療専門職も活動に参加するようになったが、デジタルメディアの活用については実際の活動とどのように組み合わせるかなど課題が多く、積極的な活用展開まではいたっていなかった。このように外国人コミュニティ間でも支援活動におけるデジタルメディアの活用の度合いの差があり、どのような要因が度合いの差を作っているかについては今後さらなる聞き取り調査が必要である。

5 おわりに

本稿ではオーストラリアにおけるデジタルメディアを活用したコミュニティアートとCCDの現状について検討した。ケーススタディとして、ICE、Curious Works、西シドニーの日系コミュニティの取り組みを検討し、オーストラリア・カウンシルのコミュニティパートナーシップ政策の影響について論じた。特にICEとCurious Worksは、コミュニティアート及びCCDプロジェクトの中で医療、福祉等の非アート団体と協力していた。このコラボレーションは、単に個人の移民参加者のウェルビーイングの向上のみならず、アートや文化を通して移民・難民といった社会的に疎外されたコミュニティのイメージを変革することを目的としていた。さらにコミュニティアート及びCCDプロジェクトは、社会的に孤立した人々が主流なオーストラ

リア社会につながることに加えて、社会の人々が移民・難民を深く理解することに有効であることが証明されてきた (Winchester 2014)。

一方で、伝統的に社会変革はソーシャルワークやコミュニティ開発の中心的目標であり、コミュニティアート及びCCDとソーシャルワーク実践のコラボレーションの可能性について検討する必要があるだろう。オーストラリアのソーシャルワーク研究者のIfe (1997) は、コミュニティアート・プロジェクトがコミュニティ・ビルディング活動の重要な様式として構築されてきた事実があり、文化的な活動における参加を促進することは、コミュニティ開発にとって重要な要素であると論じる。しかし、現状の保守的な政治状況の下ではプロジェクトの目的が移民・難民の統合につながるかどうかのみが検討され、コミュニティ文化開発の目標である主流なオーストラリア社会全体の変革につながっているかが見逃される可能性がある。

また、西シドニー地域におけるデジタルメディアを活用した文化活動は、創造的なアート創作よりもむしろ個人の参加やコミュニティ開発に焦点が置かれた福祉モデルとしてみなされている (Ho 2012:52)。アーティストの中には、コミュニティアート及びCCDにおいてアートの価値が下がっていると批判するものもある。このような批判に対して、上記のICE及びCurious Worksの両団体は長期間にわたるプロフェッショナルなCCDとソーシャルビジネス・モデルを移民や難民の若者と共に促進してきた。しかし、このようなソーシャルビジネス・モデルによるCCDの変遷は、社会正義の政治的スタンスを取ってきた伝統的な福祉コミュニティ開発モデルの効果を減少させるかもしれない。

ソーシャルワーク研究分野において、市民権の実践は伝統的に政治的、社会的権利、言い換えれば分配の正義に注目した公共空間を基に構成してきた (Marshall 1987)。多文化な現代社会においては、移民・難民のための文化的市民権、承認の正義の概念はアイデンティティと文化を起点としてますます重要になりつつある。これらは平等から差異の承認に関心が移ったとも言えるだろう。文化的市民権とは、人々の意見を表明する権利であり、メディアや文化へのアクセスであり、承認の権利を保障するための必要な情報を知ることである (Delanty 2007)。このような状況の中で、デジタルメディアが移民・難民にとって文化的市民権に対応する重要な道具となりうるかどうか、さらなる検討が必要である。

参考文献

- 浅川晃広 (2006) 『オーストラリア移民政策論』中央公論事業出版
- Australian Bureau of Statistics (ABS) (1989) *Yearbook Australia*.
<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/1301.01989?OpenDocument>
(Accessed 2018.6.25)
- Australia Council (2013) *Annual report*, the Australia Council.
- Australian Government (2011) *National Cultural Policy: discussion paper*, Australian

- Government.
- Badham, M. (2010) Legitimation: The Case for 'Socially Engaged Arts' - Navigating Art History, Cultural Development and Arts Funding Narratives, *Local-Global: Identity, Security, Community*, 7,84-99.
- バンティング、キース (2008) 「相反する立場としてのカナダ：多文化主義と認識と再分配」『海外社会保障研究』 163,4-17.
- Burgess, J. et al (2006) Everyday creativity as civic engagement: a cultural citizenship view of new media, *Proceedings communications policy & research forum*, Sydney, Australia.
- Delanty, G. (2007) Citizenship as a learning process -Disciplinary citizenship versus cultural citizenship, *International Journal of Lifelong Education*, 22,6,597-605.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC) (2008) *The People of Australia Statistics from the 2006 Census*, DIAC.
- Department of Immigration and Citizenship (DIAC) (2010) *The Diversity Australia Program website* <http://www.harmony.gov.au/> (Accessed 2018.7.25)
- Dreher, T. (2009) Listening across difference: Media and multiculturalism beyond the politics of voice, *Continuum*, 23, 4, 445-458.
- 舟木紳介 (2007) 「オーストラリアのクリティカル・ソーシャルワーク理論における社会正義概念とポストモダニズムの影響」『社会福祉学』 48,3,55-65.
- Funaki,S. (2010) Multicultural Social Work and Ethnic Identity Positioning -A Case Study of Social Welfare Activities by Japanese Community Organizations, *Asian Pacific Journal of Social Work and Development*, 20,1,5-15.
- ジンガロ・リンダ (2008) 『援助者の思想—境界の地に生き、権威に対抗する』 御茶の水書房
- Goldbard, A. (2006) *New Creative Community - The Art of Cultural Development*, Oakland, CA New Village Press.
- Hamano, T. (2014) Japanese Women Migrants in Australia: Situating the Self between Ethnicity and Femininity, *Asia Pacific Migration Journal*, 23,2,211-228
- Havilah, L. (2013) *Sydney Morning Herald*, November 13, 2013.
- Hawkins, G. (1993) *From Nimbin to Mardi Gras: Constructing Community Arts*, Allen & Unwin, Sydney.
- Ho, C. (2012) . Western Sydney is Hot! Community arts and changing perceptions of the West, *International Journal of Community Research and Engagement*,5, 35-55.
- Ho, C (2014) . Creativity, Culture and Cosmopolitanism: Community Arts in multicultural Sydney, *Japan Social Innovation Journal*, 4,1,1-8.
- Ife, J (1997) *Rethinking Social Work: Towards critical practice*, Longman, South Melbourne.
- Information Cultural Exchange (ICE) (2008) *Annual Report 2008*, ICE.
- 石河久美子 (2009) 「多文化ソーシャルワーカーの必要性—求められる在住外国人支援の充実化」『社会福祉研究』 105,2-9.
- Marshall, T.H. and Bottomore, T. (1987) *Citizenship and Social Class*, Pluto Press.
- Mills, D. (2008) Citizen Values and the Arts in Lisa Andersen and Kate Oakley (eds) *Making Meaning, Making Money: Directions for the arts and cultural industries in The Creative Age*, Cambridge Scholars Press, Cambridge UK.
- Mulligan, M & Smith, P. (2010) *Art, Governance and the Turn to Community*, Globalism Research Centre.
- Nagatomo, J. (2008) Globalization, Tourism Development, and Japanese Lifestyle Migration to Australia, *Asia Association of Global Studies 2008 International Conference Proceeding*.

- Poynting, S. and White, R. (2004) Youth Work: Challenging the Soft Cop Syndrome, *Youth Studies Australia*, 23, 4, 39-45.
- モーリス＝スズキ、テッサ (2002) 『批判的想像力のためにーグローバル化時代の日本』 平凡社
- 関根政美 (2008) 「オーストラリアにおける多文化主義と移民政策の変容」『アジア系専門職移民の現在』 慶應義塾大学出版会
- Shea, P. (2014) *Community Arts and Appropriate Internet Technology: Participation, Materiality, and the Ethics of Sustainability in the Digitally Networked Era*, PhD thesis, Queensland University of Technology, Australia.
- 塩原良和 (2005) 『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義』 三元社
- 塩原良和 (2010) 『変革する多文化主義へ』 法政大学出版局
- 武田文 (2009) 「日本における多文化ソーシャルワークの実践と研究の必要性」『ソーシャルワーク研究』 35-3,4-16.
- Winchester, J. (2014) Challenges to Reciprocity: Gift exchange as a theoretical framework of community arts practice, *Asia Pacific Journal of Arts and Cultural Management*, 11,1,3-13.